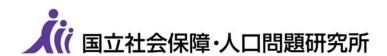
# IPSS Discussion Paper Series

(No.2005-10)

「企業による福利厚生の動向」

府川哲夫(国立社会保障・人口問題研究所)

2006年3月



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6F

本ディスカッション・ペーパー・シリーズ の各論文の内容は全て執筆者の個人的見解 であり、国立社会保障・人口問題研究所の 見解を示すものではありません。

#### 1. はじめに

企業は社会保障制度内で事業主負担を担っているのみならず、企業年金をはじめ独自の福利厚生に関する負担をしており、国際競争の観点からも企業負担についての関心が高まっている。これまで日本では家族の機能や企業の福利厚生の役割が小さくなかった。しかし、介護保険の導入に象徴されるように、家族の生活保障機能は低下しつつあり、国際競争にさらされている企業は生き残りのためにコスト削減に努め、企業福祉の役割も変化せざるを得ない。公的制度のスリム化や企業福祉の縮小はおのずから個人責任の拡大に向かうが、これらはいずれも相対的なものである。公的制度、企業、家族・個人の間の責任分担においてより良いバランスを見いだすためには、特定のトレンドを所与としないで社会保障と私的保障のインターフェイスに焦点を当てた解決策を見いだすことが重要であると考えられる。

企業を対象として 2004 年に実施された「福利厚生制度に関する調査」(注1)では、福利厚生制度、高齢者雇用、パートタイマー、業務のアウトソーシング、社会保険料についての考え方、について調査した。本稿はこの調査を用いて、企業年金の動向や社会保険料の事業主負担分に関する企業の考え方について、退職制度規模、高齢者雇用割合、パート費用割合等に焦点を当てた集計・分析を行った。

#### 2. マクロの実態

厚生年金基金等の企業年金は現在民間サラリーマンの概ね半数をカバーしている。2001年で厚生年金加入者の34%が厚生年金基金に、29%が適格退職年金に加入していた。2002年4月から施行された確定給付企業年金法は、これまでの厚生年金基金の他に規約型企業年金と基金型企業年金(企業年金基金)の新たな2つの形態を設けるとともに、厚生年金基金の代行返上や制度間の移行を可能にする仕組みが講じられた。また、適格退職年金は新規の契約は認められず、既存の契約は10年以内に他の制度への移行などの対応をとることになった。日本版401 k と呼ばれる確定拠出年金には企業型年金(事業主実施)と個人型年金(国民年金基金連合会実施)の2つのタイプが設けられ、2001年10月から施行されている(注2)。

2003 年 9 月に厚生年金の代行返上による確定給付企業年金への移行の関係法令が施行され、厚生年金基金、確定給付企業年金 (DB)、確定拠出年金 (DC) という新しい企業年金の体系が整った。このうち、厚生年金基金に関しては、解散や代行返上による他制度への移行が進み、DB、DC が増加する傾向にある。2004 年度の厚生年金基金数は838 基金、加入員数は615 万人; DB の件数は規約型479、基金型513; DC は企業型が1,402 件、企業型加入者数125.5 万人、個人型加入者数は4.6 万人; 適格退職年金加入員数は653 万人であった(厚生労働省、2005;注3)。

平成 14 年就労条件総合調査によると、企業が労働者を雇うと現金給与の他に賃金付随コス

トがかかり、労働費用は現金給与のおよそ 122%になる(表1)。現金給与は企業規模別に格差があり(5,000人以上は 30~99人の約1.6倍)、賃金付随コストも企業規模の拡大とともに金額・率ともに大きくなった。法定福利費は現金給与の11.4%(企業規模別にも大きな差はなかった)で、厚生年金保険料(事業主負担)が6.2%と最も大きかった。法定外福利費は現金給与の2.8%、退職金等の費用は7.0%で、両者とも企業規模間に大きな差があった。

表1 労働費用の推移(常用労働者1人1か月平均)

(単位:%)

										<u> </u>	<u>14.70/</u>
								2001	企業規	模別	
	1985	1988	1991	1995	1998	2001	30-99	100-	300-	1000-	5千人
								299	999	4999	以上
現金給与総額(千円)	306.1	333.6	382.6	400.6	409.5	367.5	301.1	328.2	344.4	402.7	467.8
現金給与=100.0とした%											
法定福利費	9.1	9.4	10.1	10.7	11.4	11.4	12.0	11.8	11.4	11.1	11.0
健康保険料	3.3	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6					
厚生年金保険料	3.8	4.3	4.9	5.6	6.3	6.2					
雇用保険にかかる額	0.9	0.9	0.9	0.7	8.0	0.8					
労災保険にかかる額	0.8	0.9	8.0	8.0	0.7	0.7					
その他	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
法定外福利費	3.3	3.3	3.5	3.4	3.3	2.8	1.7	2.0	2.1	3.0	4.7
退職金等の費用	4.6	5.0	4.8	5.1	6.7	7.0	3.5	5.0	6.3	7.9	10.9
その他	1.3	1.7	1.8	1.3	1.2	1.1	0.8	1.2	1.3	1.3	1.1
労働費用総額	118.2	119.3	120.2	120.6	122.6	122.4	118.0	120.0	121.1	123.2	127.7

出典: 労働省「平成10年賃金労働時間制度等総合調査報告」 厚生労働省「平成14年就労条件総合調査」

平成 15 年就労条件総合調査 (本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業を対象に抽出した 5,300 企業を調査) によると、企業の退職給付 (一時金・年金) の現状 (2003 年 1 月 1 日現在) は次のとおりであった。

- 1) 退職給付(一時金・年金)制度のある企業の割合は86.7%で、その内訳は「退職一時金のみ」が46.5%、年金給付のある企業が53.5%であった。
- 2) 退職給付(年金)制度の支払準備形態(複数回答)は適格退職年金 65.8%、厚生年金基金 46.5%、厚生年金基金と適格退職年金の併用 19.0%となっている。適格退職年金の支給期間は「有期」が 89.5%であった (大部分が 10 年の有期年金)。
- 3) 退職給付(年金)制度のある企業の割合は企業規模別に 1,000 人以上 89.0%、300~999 人 77.3%、100~299 人 65.3%、30~99 人 45.9%と低下した。退職給付(年金)制度のある企業のうち厚生年金基金のある企業の割合は企業規模別に 1,000 人以上 52.0%、300~999 人 39.5%、100~299 人 43.5%、30~99 人 47.8%と、企業規模別の差は比較的小さかった。
- 4) 勤続 35 年以上の定年退職者 (2002 年 1 年間) の退職給付額 (百万円) は、「大学卒(管理・事務・技術職)」26.1、「高校卒(管理・事務・技術職)」23.4、「高校卒(現業職)」17.6、「中学卒(現業職)」16.2 であった。企業規模別には 1,000 人以上 23.8、300~999 人 21.4、100~299 人 15.4、30~99 人 12.9 (計: 21.7 百万円) であった。

平成17年就労条件総合調査によると、定年制を定めている企業は95%(300人以上ではほ

ぼ 100%)にのぼり、一律定年制を定めている企業における定年年齢は 60 歳 91.1%、65 歳 6.1%等であった。定年後の勤務延長制度又は再雇用制度のある企業は 77.0%で、その最高年齢は「65歳又はそれ以上」の企業が8割を超えたが、適用対象者は「会社が特に必要と認めたものに限る」企業がおよそ6割であった。なお、2006年度から施行される改正高年齢者雇用安定法では、65歳未満の定年制をもつ企業に対して定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年制の廃止、のいずれかが義務づけられる。

# 3. 企業アンケート調査(福利厚生制度に関する調査:2004年)

企業の福利厚生制度に関するアンケート調査は株式会社 UFJ 総合研究所に委託して 2004年 11 月 5 日から 11 月 19 日の間に実施された。6,000 の企業に調査票を郵送し、留置・郵送回収による自記入式で調査され、有効回答数は 705 (12%) であった (注4)。業種・企業規模別の抽出対象企業数と回答企業数は表 2 のとおりである。500~999 人の金融業や 1,000 人以上の運輸・通信業などでは回収率が高く、やや代表性の問題が生じていたが、倍率補正は行わなかった。

表2 回答企業数:業種・企業規模別

我 2 日日正不致: 木庄 正不况快州								
	抽出対象企業数				回答企業数			
	10~499	500~999	1,000~	合計	10~499	500~999	1,000~	合計
建設業	-	146	143	289	1	17	10	28
製造業	370	945	715	2,030	59	115	61	235
卸•小売業	247	641	335	1,223	20	48	21	89
金融業	_	132	214	346	0	28	14	42
不動産	_	37	25	62	2	2	2	6
運輸•通信業	_	270	173	443	3	33	38	74
電気・ガス・水道	_	7	16	23	0	2	4	6
サービス業	_	1,045	539	1,584	49	105	60	214
合計	617	3,223	2,160	6,000	138	354	213	705

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

山本(2005)より企業の全般的な回答状況をまとめると次のとおりである。

- ・法定外福利厚生制度を実施している企業は9割を超えた。一方で、法定外福利厚生制度を部分的に廃止しようとしている企業は17%程あった。
- ・何らかの退職年金制度をもっている企業はおよそ4分の3であった。企業が採用している退職年金制度は税制適格年金43%、厚生年金基金26%、確定給付企業年金16%、確定拠出年金9%の順であり(重複回答)、4分の1の企業には退職年金制度がなかった。退職年金制度の労務費用に占める割合は20%未満と答えた企業が76%であった。厚生年金基金のある企業の4分の1が既に代行返上していた。代行返上後の企業年金の形態に関しては、確定拠出型26%、確定給付21%であった。一方、税制適格年金の移り先は確定給付20%、確定拠出型19%であった。
- ・60歳以上の継続雇用者がいる企業は73%で、その人数は平均値33人、中央値8人であった。

継続雇用されるのは「会社が必要と認めた者に限る」が 47%、「原則として希望者全員」は 11% であった。

- ・パートがいる企業は 74%で、その労務費用全体に占める割合は 20%未満と答えた企業が約 80%であった。パートに社会保険が適用されるようになったら「社会保険料を負担する」と回答した企業が 5 割あったが、「適用外になるよう労働時間を指導する」という企業が 4 割あった。約 80%の企業が何らかのアウトソーシングを行っていた。
- ・現行の社会保険料の企業負担については負担が高い(80%)、先止まり感がない(49%)という回答が多かった。企業の社会保険料負担を引き下げるとして、その不足分の対応に関しては「消費税等の間接税を財源とすればよい」(52%)、「民間保険等の活用を通じて公的給付は削減すべき」(40%)という回答が多かった。

以下、企業の退職年金制度、60歳以上の継続雇用、パートタイマーの雇用について業種・企業 規模別に詳しくみていくとともに、これらを類型化して社会保険料負担に対する企業の考え方 にどのような差があるかを分析した。

## (1) 退職年金制度

回答企業数 705 のうち退職年金制度のある企業は 76%で、業種(建設業、卸・小売業、金融業で多く、サービス業で少ない) や企業規模(規模が大きいほど多い)に依存していた(表3)。退職年金制度がない企業はサービス業に多く、また、企業規模が 500 人未満では 38%にのぼった。退職年金制度にかかる費用が労務費用に占める割合(以下、「退職制度規模」と略す)が 20%以上である企業の割合は 13%で、業種間・企業規模間に大きな差はなかった(注5)。

表3 退職年金制度のある企業:業種・企業規模別

(単位:%)

	退職年金制度のある企業の割合				退職年金制度が労務費用の				
					20%以上である企業の割合				
	10~499	500~999	1,000~	合計	10~499	500~999	1,000~	合計	
建設業	_	_	1	89	_	_	-	16	
製造業	59	87	97	83	6	22	3	13	
卸·小売業	80	88	90	87	19	12	11	13	
金融業	_	_	_	88	_	_	_	11	
不動産	_	_	_	_	_	_	_	-	
運輸•通信業	_	_	_	73	_	_	-	11	
電気・ガス・水道	_	_	_	_	_	_	_	-	
サービス業	53	64	63	61	23	12	16	15	
合計	62	77	82	76	14	15	11	13	

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

現在厚生年金基金のある企業は 185 社 (回答企業の 26%) で、この割合は必ずしも企業規模の拡大とともに増えるわけではなかった (表 4)。厚生年金基金を採用している企業の代行制度に対する対応は、「既に代行返上した」24%、代行返上を考えている」18%、「代行返上を考えていない」59%であったが、代行返上しない割合は企業規模の拡大とともに低下した (表 5)。既に代行返上して現在厚生年金基金を採用していない企業 90 社を含めると、回答企業の 18%

に当たる 130 社が代行返上を経験した(注6)。なお、厚生年金基金を採用している企業に限って退職制度規模が 20%以上である企業の割合をみると 18%であった。

表4 厚生年金基金のある企業:業種・企業規模別

	企業数				割合(%)			
	10~499	~999	1000~	計	10~499	~999	1000~	計
建設業		• • • •		7				25
製造業	15	37	12	64	25	32	20	27
卸売・小売業	7	20	6	33	35	42	29	37
金融•保険業				20				48
不動産業								
運輸•通信業				19				26
電気・ガス・水道								
サービス業	9	24	8	41	18	23	13	19
計	31	107	47	185	22	30	22	26

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

表5 厚生年金基金を採用している企業の代行部分についての対応

企業規模	回答企業数	代行返上を					
上未况快	凹合止未数	既に行った	考えている	考えていない			
10~499人	24	2	2	20			
500~999人	101	25	18	58			
1,000人以上	44	13	10	21			
計	169	40 (24)	30 (18)	99 (59)			

注:カッコ中は%

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

# (2) 高齢者の継続雇用

60 歳以上の者を継続雇用する企業の割合は全体で 72%であったが、建設業で高く、金融・保険業で低かった(表 6)。企業規模別には  $1,000\sim2,000$  人で高く、100 人未満や 2,000 人以上で低かった。

常用雇用者数に占める 60 歳以上の継続雇用者数の割合(以下、「60+割合」と略す) は全体で 3.9%であったが、運輸業(4.6%) やサービス業(6.1%)で高く、100 人未満の製造業や100 人以上 500 人未満のサービス業で10%以上と特に高かった(表6)。サービス業を除くと60+割合は 3.9%から 3%に低下した。企業規模別に継続雇用者数の割合をみると、企業規模が小さい程高い傾向であった(図1)。

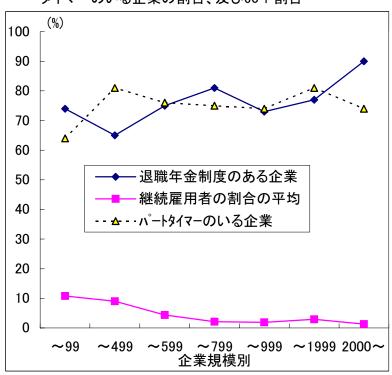
表6 業種別60+割合及びパート費用割合

(単位:%)

	60歳以上の継	続雇用者がいる企業	パートク	タイマーのいる企業
	企業割合	60+割合	企業割合	パート費用割合が20% 以上である企業の割合
建設業	82	2.4	36	0
製造業	73	2.9	67	6
卸·小売業	70	1.5	85	22
金融業	62	1.0	90	0
不動産	-	-	_	_
運輸·通信業	74	4.6	66	14
電気・ガス・水道	_	_	_	_
サービス業	71	6.1	89	24
合計	72	3.9	76	15

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

図1 企業規模別退職年金制度のある企業の割合、パート タイマーのいる企業の割合、及び60+割合



出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

#### (3) パートタイマー

パートタイマーのいる企業は全体で 76%であったが、建設業では4割と極端に低く、金融・保険業やサービス業では 9 割の企業でパートタイマーを採用していた (表 6)。パートタイマーのいる企業の割合を企業規模別にみると 100 人未満を除いて大きな差はなかった (図 1)。パートタイマーにかかる労務費用が全体の労務費用に占める割合 (以下、「パート費用割合」と略す)が 20%以上の企業は 15%と少なく (サービス業で 24%、卸・小売業で 22%:表 6)、

サービス業及び卸・小売業を除くと7%に低下した。表6から業種別に60歳以上の継続雇用者がいる企業の割合とパートタイマーのいる企業の割合には高い負の相関がみられた(注7)。

パートタイマーに社会保険が適用された場合の対応は a)「社会保険料を負担する」57%、b)「社会保険が適用されない範囲に労働時間をとどめるよう指導する」39%、c)「派遣・請負など別形態の非正規労働者を増やす」28%、といった回答が多かった(重複回答)。業種別には a)の割合が建設業 (30%) で低く、b)の割合が建設業 (55%) や運輸・通信業 (59%) で高かったが、企業規模別には500人未満で c)の割合が18%とやや低かった以外は大きな差はなかった。

# (4) 社会保険料に対する企業負担について

社会保険料の企業負担に関しては、81%の企業が「保険料負担が高い」と回答し、業種間・ 規模間の差は少なかった。また、29%の企業が「間接的に自営業者の負担も行っているのは不 公平」と答えた(こちらも業種間・規模間に大きな差はなかった)。

分野別の社会保険料の事業主負担に関しては、その引き下げを求める声が一定程度あった: 医療 19%、介護 20%、年金 24%、児童手当 15%。医療や介護に関しては企業規模の拡大とと もに企業負担を許容する率が高まった(表 7)。また、60+割合が 5%以上の企業では企業負担 軽減を求める率が極めて高かった:医療 84%、介護 68%、年金 61%、児童手当 48%。

表7 企業の社会保険料負担を小さくしたいと考える企業 の割合(重複回答):規模別

(単位·%)

				( <u>+ 12.70)</u>
企業規模	医療	介護	年金	育児
10~499人	28	28	24	20
500~999人	19	20	24	14
1,000人以上	14	16	22	14
合計	19	20	24	15

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

医療保険・介護保険における企業の社会保険料負担を引き下げるとして、その不足分の対応 法を聞いたところ、消費税等、間接税の引上げ 50%、公的給付の削減 48%、高齢者の保険料 負担又は自己負担の引上げ 20%、という順に回答が多かった(重複回答)。業種や規模にかか わらずほぼ半数の企業が消費税等の間接税を挙げたが、給付削減や高齢者の負担引上げと回答 した企業の割合は企業規模の拡大とともに増加した。60+割合が 5%以上の企業では給付削減 と答えた企業は 35%と低かった(表8)。

年金における企業の社会保険料負担を引き下げるとして、その不足分の対応法を聞いたところ、消費税等、間接税の引上げ 53%、公的給付の削減 40%、高齢者の保険料負担又は自己負担の引上げ 26%、という順に回答が多かった(重複回答)。消費税や給付削減と答えた企業の割合は企業規模によらなかったが、高齢者の負担引上げと答えた企業の割合は建設業や 1,000

人以上の企業でやや多かった。60+割合が5%以上の企業では給付削減と答えた企業は27%と低く、パート費用割合が20%以上の企業では消費税の引上げと答えた企業が多かった(表8)。

表8 企業の社会保険料負担引下げの代替財源(重複回答)

(単位:%)

						(平位.70)
分野		給付削減	消費税	高齢者の 保険料up	高齢者の 負担up	現役労働者 の負担up
E	=1	40				
医療•介護	計	48	50	12	15	4
」 退職制度規模別	0%	45	51	10	11	3
巡啷削及烧锅剂						
	20%未満	52	50	13	16	5
	20%以上	48	56	10	16	1
60+割合別	0%	51	42	10	14	2
00 11 11 77	2%未満	52	53	12	16	4
	2~5%未満		51	16	18	4
	2 5%水凋 5%以上	35	53	7	12	6
	5%以上	33	55	,	12	0
パート費用割合別	0%	48	46	13	15	2
	20%未満	48	51	11	15	5
	20%以上	51	55	12	16	5
年金	計	40	53	10	21	3
\P \p\\ +1 \c; +0 +# \c;	00/	00	F0	10	4.4	0
退職制度規模別	0%	38	53	10	14	3
	20%未満	43	53	10	23	4
	20%以上	42	55	8	25	3
60+割合別	0%	42	46	9	15	4
00 111231	2%未満	44	56	10	23	3
	2~5%未満		51	8	27	3
	5%以上	27	56	12	21	5
	5708上	21	50	12	21	3
パート費用割合別	0%	40	50	10	21	3
	20%未満	42	52	10	19	3
	20%以上	35	60	10	27	2

出典:「福利厚生制度に関する調査 2004年」より筆者作成

## 4. 考察

公的年金の改革が進む中で、高齢期の所得保障に関する企業年金等の役割はますます重要になってきている。代行部分に独自の年金を上乗せした厚生年金基金制度はこれまで日本の企業年金の中心的な存在であったが、運用環境の低迷や企業会計の変更等により財政上の問題が発生し、制度を根底から見直す時期にきている。この調査で現在厚生年金基金のある企業の割合は26%であったが、代行部分をもった厚生年金基金のシェアは今後15%程度に低下する可能性も示唆された。一方で、確定拠出年金にも高齢期の所得保障を充実させる役割を期待するのであれば、その普及を促進するための施策が必要である。

企業の社会的責任は第一義的には雇用の確保(被用者への給料支払いを含む)と法人税の支

払いであり、国際競争が激化する中で賃金付随コストへの関心が高まっている。雇用が流動化して非正規就業が増えているが、正規と非正規とで企業の負担するコストに大きな格差があること自体問題である。古くから言われているように、「同一労働、同一賃金」が先進国における企業の望ましいあり方である。若年労働者を(正規に)雇用することは今日でも企業の社会的責任の1つである。近年では、それ以外にも企業の社会的責任が問われている(例えば地域社会との共存、環境への配慮など)。社会保険料の事業主負担がどの程度賃金低下という形で帰着するかは、労働供給曲線、需要曲線の弾力性とともに、労働者が事業主負担と給付の関連性をどのように評価しているかに依存する(城戸・駒村、2005)。この事業主負担を含む企業の福利厚生をどう捉えるかは、企業の「本来の責任」をどう定義するかに依存する相対的なものである。

社会保障制度財政の中・長期的安定を図るため、公的な仕組みの役割を減らして私的仕組みを活用しようとする動きが先進諸国の中で広まっている。企業はその社会的な制約の中で合理的な行動を取ろうとしている。企業の社会保険料引き下げの代替財源としては、業種や規模にかかわらずほぼ半数の企業が消費税等の間接税を挙げた(重複回答)が、これは企業の立場からすれば当然のことである。また、企業の社会保険料負担を引き下げる代替財源として給付削減を求める企業は医療・介護で48%、年金で40%であったが、60+割合が5%以上の企業では給付削減を求める率はそれぞれ35%、27%と大幅に低下したことは示唆に富んでいる。ただし、60+割合の高い企業は企業固有スキルの比重が高い、高齢者にフレンドリー、高齢者を低い賃金で雇用するメリットがる、等様々な理由で高齢者を雇用しており、結果の解釈は慎重に行う必要がある。

企業に適切な役割を求める上で、企業が正しい incentive に直面していることが極めて重要である。企業が社会的責任を果たすことを阻害する要因として在職老齢年金の earnings testやボーナス保険料などが指摘されてきたが、パートタイマーとフルタイマーの労働コスト格差は早急に解決すべき大きな課題である。一方、企業には従業員の福利厚生制度を実施する誘因はあるので、税制優遇措置や様々な規制緩和によって企業の福祉プログラムが推進されれば、公的プログラムの役割を柔軟に考える余地が拡大する。ただし、企業にとって福利厚生に関する制度設計の自由度が増えれば制度は普及しやすくなるが、一方でその給付内容が社会的厚生の低いものとなり、それを相殺するために公的制度や家族・個人の負担が増える可能性もある。従って、ここでも社会保障と私的保障のインターフェイスと両者のバランスが重要である。

企業の体力や競争力の高低が退職年金制度の有無やその形態、福利厚生制度や社会保険に対する考え方、等に影響を及ぼすことが考えられるので、企業アンケート調査と企業の財務データをリンクさせて分析することは興味深いが、今後の課題としたい。なお、企業の財務データを用いて厚生年金基金の解散問題を扱った山本(2006)は「企業の財務変数は基金の解散の決定よりもむしろ、解散後にどんな企業年金に移行するかということに密接にかかわっている可能性がある」と述べている。

**謝辞**: 2006年3月1日のDP発表会において、2名のコメンテーター臼杵政治氏(ニッセイ基 礎研究所)、清水時彦氏(全国勤労者福祉共済振興協会)及び参加者の方々から貴重なコメント をいただいたことに感謝する。

- (注1)本調査は厚生労働科学研究費(政策科学推進研究事業)「社会保障と私的保障(企業・個人)の役割分担に関する実証研究」(H15-政策-023)の一環として実施されたものである。
- (注2)確定拠出年金の拠出限度額(年額)は企業型で確定給付型企業年金を実施していない場合 55.2 万円、実施している場合 27.6 万円;個人型で自営業者の場合 81.6 万円から国民年金基金の掛金を控除した額、第2号被保険者で企業年金未加入の場合 21.6 万円である。
- (注3) その後も厚生年金基金数の減少は続いている。
- (注4) 山本 (2005) では有効回答数が 779 (回収率 12.9%) となっているが、本稿ではさら にデータ・クリーニングを行い、705 を有効回答として用いた。
- (注5)アンケート調査では企業が法定外福利厚生制度を実施する目的と効果を聞いているが、 この質問と採用されている退職年金制度のクロス集計では明確な結果は得られなかった。
- (注6) アンケート調査では厚生年金基金の代行返上後にどんな企業年金を選ぶか、及び税制 適格年金を廃止した後にどんな企業年金を選ぶかを聞いている。前者では「確定給付企業年金 に移る」と「確定拠出年金に移る」の回答が6対2であったが、後者では5対5であった。
- (注7)表6にデータのある6業種で相関係数は-0.895、サービス業を除くと-0.907となった。これから継続雇用とパートタイマー雇用は補完関係にあるようにも考えられるが、継続雇用者がいる企業の割合の代わりに常用雇用者に占める継続雇用者の割合(60+割合)を用いると、明確な関係はみられなくなった。

#### 参考文献

城戸喜子・駒村康平(2005). 社会保障の新たな制度設計. 慶應義塾大学出版会. 厚生労働省(2005). 平成17年版厚生労働白書.

- 橘木俊詔・金子能宏編著(2003). 企業福祉の制度改革-多様な働き方へ向けて. 東洋経済新報社.
- 山本克也 (2005). 福祉厚生に関する企業アンケート. 厚生労働科学研究費補助金 社会保障 と私的保障(企業・個人)の役割分担に関する実証研究 平成 16 年度報告書.
- 山本克也(2006). 厚生年金基金脱退問題. 厚生労働科学研究費補助金 社会保障と私的保障 (企業・個人)の役割分担に関する実証研究 平成17年度報告書.

# IPSS Discussion Paper Series 既刊論文(直近分)

No	著者	タイトル	刊行年月
2005-01	加藤久和	年金財政の持続可能性と経済成長について	2005年5月
2005-02	府川哲夫	国保老人の外来受診者1人当たり医療費	2005年8月
2005-03	稲垣誠一	Projections of the Japanese Socioeconomic Structure Using a Microsimulation Model (INAHSIM)	2005年10月
2005-04	Takashi Oshio and Satoshi Shimizutani	The impact of social security on income, poverty, and health of the elderly in Japan	2005年10月
2005-05	熊谷成将・泉田信行・ 山田武	医療保険政策の時系列的評価	2005年10月
2005-06	酒井正	社会保険料の事業主負担は本当に労働者が負担しているのか?	2005年11月
2005-07	阿部彩	日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究	2005年12月
2005-08	阿部彩	児童手当による子供の効用への影響	2006年3月
2005-09	菊地英明	社会的排除一包摂とは何か?――概念整理の試み	2006年3月